

## 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の出向及び転籍に関する規程

〔平成16年 4月 1日〕  
規程第25号

### (目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第16条の規定に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の出向および転籍に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において出向とは、機構長の命により、機構に職員として在籍のまま、国又は国立大学法人等（以下「出向先」という。）の業務のためその指揮・命令系統に従い、期間を定めて出向先に常駐勤務することをいう。  
2 この規程において転籍とは、機構長の命により、定年前に機構を退職し、国又は国立大学法人等（以下「転籍先」という。）に転出することをいう。

### (出向先及び転籍先)

第3条 機構長が命ずる出向先及び転籍先は、原則として、国、国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター及びメディア教育開発センター（以下、「国立大学法人等」という。）、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、国営企業労働関係法（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する国営企業、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人とする。

### (選考の基準)

第4条 機構長は、出向及び転籍の目的並びに職員の経験、能力、資質、意欲等を十分に勘案し、公正に出向及び転籍を命ずる職員を選考するものとする。

### (出向の取扱原則)

第5条 機構長は、出向者の労働条件等が出向によって不利益とならないよう配慮しなければならない。

### (出向の期間)

第6条 出向の期間は原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合等により、延長又は短縮することができる。

(勤続期間)

第7条 出向先の勤務期間については、機構の勤続期間に通算する。

(職員への説明及び同意)

第8条 機構長が職員に出向及び転籍を命ずる場合は、出向及び転籍の目的、出向先及び転籍先の担当業務、勤務条件、期間等を明示し、説明を行うものとする。

2 出向を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3 機構長が職員に転籍を命ずる場合は、職員の同意を得るものとする。

(出向者の心得)

第9条 出向者は、出向の目的を達成するため、出向先の指揮・命令に従い、出向先の職員と協力し、誠実に勤務しなければならない。

(勤務条件)

第10条 出向者の出向先における服務規律、勤務時間、休日・休暇等の勤務条件は、機構において特に定めた事項及び機構と出向先の覚書で特に定めた事項以外は出向先の就業規則に従うものとする。

(給与の原則)

第11条 出向者の本給、諸手当は、機構と出向先の協議により、原則として職員給与規程により機構が決定し、出向先において支給する。

2 本給、諸手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

(出向者の申し出による転籍)

第12条 出向者が出向先への転籍を申し出た場合は、機構と出向先の協議により、転籍を認めることがある。

(旅費の原則)

第13条 赴任、帰任及び出張の旅費は、次のとおりとする。

一 赴任するときの旅費は、機構と出向先の協議により、原則として出向先負担とする。

二 帰任するときの旅費は、原則として機構が支給する。

三 出向期間中の出向先の業務に係る出張旅費は、機構と出向先の協議により、原則として出向先が負担する。

四 機構の業務に係る出張旅費は、原則として機構の負担とする。

(復帰)

第14条 機構長は、出向者が、次の各号の一に該当する場合は、機構に復帰させるものとする。

一 出向期間が満了したとき。

二 出向期間中に退職するとき。

三 出向先の就業規則による解雇、懲戒（減給、戒告は除く。）及び休職の事由に該当したとき。

四 その他機構が特に必要と認めたとき。

（安全衛生）

第15条 出向者の健康管理、その他の安全衛生の管理は出向先で行うものとする。

（共済保険等）

第16条 出向者の共済保険、共済年金保険及び雇用保険は、機構と出向先の協議により、出向先で加入し、保険料事業者負担金は、出向先負担とする。

2 出向者の労災保険は、出向先で適用を受けるものとする。

（退職手当）

第17条 出向者が出向期間中に退職（死亡を含む。）する場合の退職手当は、機構と出向先の協議により、職員退職手当規程に基づき算出され、機構が支給するものとする。

（その他）

第18条 機構の事情その他により、この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度、機構と出向先の間で協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日以前において機構への復帰を前提として他機関へ転任し、平成16年4月1日において引き続き他機関に在籍する者は、第2条に規定する出向者となるものとする。